

動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会報告

自然史系・生物系博物館における
教育・研究の高度化について

平成15年6月24日

日本学術会議
動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会

この報告は、第18期日本学術会議動物科学研究連絡委員会と植物科学研究連絡委員会の審議結果を取りまとめ発表するものである。

日本学術会議動物科学研究連絡委員会（第18期）委員

委員長	星 元紀	日本学術会議第4部会員、慶應義塾大学理工学部教授
委員（幹事）	遠藤秀紀	国立科学博物館動物研究部研究官
委員（幹事）	沼田 治	筑波大学生物科学系助教授
委員（幹事）	長谷川眞理子	早稲田大学政治経済学部教授
委員	漆原秀子	筑波大学生物科学系助教授
委員	大島範子	東邦大学理学部教授
委員	片倉晴雄	北海道大学大学院理学研究科教授
委員	白山義久	京都大学大学院理学研究科教授
委員	菅原美子	帝京大学医学部講師
委員	高木 尚	東北大学大学院生命科学研究科教授
委員	高木由臣	奈良女子大学理学部教授
委員	塚越 哲	静岡大学理学部助教授
委員	松田良一	東京大学大学院総合文化研究科助教授
委員	道端 齋	広島大学大学院理学研究科教授
委員	馬渡駿介	北海道大学大学院理学研究科教授
委員	毛利孝之	九州大学大学院農学研究科教授
委員	和田 勝	東京医科歯科大学教養部教授

日本学術会議植物科学研究連絡委員会（第18期）委員

委員長	岩槻邦男	日本学術会議第4部会員、放送大学教授
委員（幹事）	河野重行	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委員（幹事）	前島正義	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
委員（幹事）	邑田 仁	東京大学大学院理学系研究科附属植物園教授
委員	大隅正子	日本女子大学理学部教授
委員	大隅良典	岡崎国立共同利用研究機構基礎生物学研究所教授
委員	大森正之	東京大学大学院総合文化研究科教授
委員	黒岩常祥	東京大学大学院理学系研究科教授
委員	佐藤文彦	京都大学大学院生命科学研究科教授
委員	出口博則	広島大学大学院理学研究科教授
委員	内藤 哲	北海道大学大学院農学研究科教授
委員	西村幹夫	岡崎国立共同研究機構基礎生物学研究所教授
委員	野口哲子	奈良女子大学理学部教授
委員	廣瀬忠樹	東北大学大学院生命科学研究科教授

委員	福田裕穂	東京大学大学院理学系研究科教授
委員	前田靖男	東北大学大学院生命科学研究科教授
委員	矢原徹一	九州大学理学部教授
委員	鷲谷いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

要旨

動物科学研究連絡委員会および植物科学研究連絡委員会は、第18期において博物館・学芸員問題を専門に討議するワーキンググループを発足させ、博物館の高度化にまつわる諸問題と具体策を協議したので、ここに对外報告書としてまとめるものである。

博物館の現状の解析から、わが国の多くの博物館が教育と研究における専門性を欠き、新しい時代に求められる高度な社会教育に対しても、また学界が期待する専門性ある学術研究に対しても、現状の博物館が十分に応えていないことが明らかとなった。

そこで両委員会は、博物館を社会の期待に応える能力のある組織に改革することを目的に、博物館への教育と研究の専門性の付与、すなわち博物館高度化施策を提案する。具体的内容は以下のとおりである。

1)学芸員制度の整備： a)学芸員資格の高度化、b)学芸員雇用数の絶対的増加、c)雇用体制の改善が必要である。高度な学芸員資格としてシニアキュレーター制度の創設を図る。

2)博物館に対する科学研究費補助金の改革： 文部科学省科学研究費（科研費）の博物館学芸員への幅広い申請資格付与を図る。

3)博物館職員に対する再教育制度の確立： 博物館の学芸員と博物館行政に携わる行政官（経営サイド）を統合する形で、教育・研究内容の高度化と高度化を実現するための施策についての再教育制度の確立を図る。再教育は、大学・大学院と指導的位置にある博物館に横断的な専用カリキュラムを設けることを提案する。

これらの施策は自然史系・生物系博物館における緊急の課題として浮き彫りになっているが、その多くの部分は他の学問領域の博物館においても共通の課題として認められるものと考えられる。

これらの施策を通じて、博物館が、見せることを目的とした受動的サービス施設に止まることを避け、新しい市民社会の中心的機構として、教育と研究を積極的に担うことのできる専門性ある組織とすることが、わが国の社会と文化の発展にとって急務となっているといえよう。

目次

- 1 はじめに 博物館の高度化に向けて
- 2 博物館法の精神と博物館像
- 3 現実の博物館の問題点と対策
 - 3-1 学芸員の人材と雇用
 - 3-2 学芸員の処遇 - 特に研究環境について -
 - 3-3 高度化を目指した館長の在り方
- 4 解決策の提示 - 博物館への専門性付与 -
 - 4-1 学芸員資格制度の整備 - シニアキュレーター制度の創設 -
 - 4-2 学芸員雇用体制
 - 4-3 博物館に対する科学研究費補助金の改革
 - 4-4 博物館職員に対する専門性受容基盤再教育制度の確立
- 大学院博物館高度化機構設置の提案 -
- 5 おわりに

1 はじめに 博物館の高度化に向けて

わが国の博物館は明治以降長い歴史をもつにもかかわらず、敗戦後の改革を除けば、行政から付与されたその機能的水準に大きな変化は見られない。現在わが国にはおよそ 7000 館の登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設があるとされ、しかも近年では毎年 300 館程度の新設が行われてきた（図 1、表 1）。この数は人口 1 億人のわが国にとって十分すぎるほどの発展を見せているようである。また近年、自治体の経営のもとでいくつかの博物館が抜本的に整備されたことは特筆に値し、これらの館が専門的能力の高い人材を雇用し、教育と研究の有力な拠点として活動している努力は、高く評価されるべきである。

しかし、博物館における研究・教育環境は総じていまだ良好とは言い難い。大多数の博物館は、設立と施設作りは進んだものの、人材も環境も貧困であり、教育・研究拠点としての発展が期待できない状態にある。社会生活に定着し、数の上では十分な発展を経験してきたわが国の博物館を、教育と研究の中心としてさらにレベルアップしていくために、博物館が抱える問題点を分析し、博物館の改善とそのさらなる発展のために必要な具体案を策定することが急務となってきた。そこで本報告は、特に自然史系博物館、生物園・館についての社会的、経済的、行政的環境に熟慮を加え、現時点で取り組むべき緊急の課題を解析した。

急速に変化する社会の実態に合わせて博物館がどのような未来像を描くべきかという議論は、すでに第 16・17 期において第 4 部・サイエンスミュージアム小委員会においても行われ、第 18 期「価値観の転換と新しいライフスタイル」特別委員会報告「価値観の転換と新しいライフスタイルの確立に向けて」においては、社会資本の充実と市民生活の発展に合わせた博物館像の確立と発展が提唱されてきた。さらに昨今の行政改革による生涯教育機関の基盤的弱体化が危惧されるため、「国立博物館（芸術系）・美術館の今後の在り方について - 独立行政法人化に際しての調査研究機能の重視、評価の適正化など -」（第 17 期報告：芸術学研究連絡委員会）「行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について」（第 18 期報告：学術基盤情報常置委員会）が示され、博物館を社会の高度なニーズに適応させるべく緊急の課題が提示されてきた。本論の趣旨はこれらの提案のねらいと本質的に合致したものであり、その趣旨を具体的に実現していく施策を提案するものである。

2 博物館法の精神と博物館像

本論は、博物館法（添付資料 1）に規定され、実際に博物館の大半を占める公立館、とくに地方自治体が経営する博物館を念頭に置いて議論を進める。館種的には、動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会が長く実状認識

に務めてきた自然史系博物館、生物園・館を中心的対象に据えることとする。しかし、発展を図るべき博物館の範囲は、館種や法令上の位置付けなどに強く限定されるわけではなく、幅広く博物館と称する組織全体に直接関わる議論であることを明言しておきたい。

博物館法と関連する法規は、博物館の基本的責務が専門性の高い施策であるという認識と理念に基づいて制定されている（添付資料1）。博物館法第2条から抜粋すれば、「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と規定されている。

すなわち、博物館活動は第一に標本・資料の収集・保管・維持という長期継続的な責務を果たさなければならないのである。そして、標本・資料を軸に、収集、教育、研究の営みを長期にわたり回転させていくことが、博物館が社会に対して果たすべき役割の基本である。標本資料がインプットされ、教育と研究の形でアウトプットされるのが博物館の機能であるといえよう。

博物館法はまた、博物館の基本的機能を担う特別な職として学芸員を定め、収集、教育、研究などのあらゆる面で、その専門的能力により博物館が運営されるよう図り、その人材への支援を多方面から導こうとする内容になっている。そこには、学芸員が教育・研究の専門家として主体的・自律的に活動する博物館の未来像が想定されている。博物館法において、博物館・学芸員は、まさしく、実物資料・マテリアルエビデンスを実際にもち、それを学問・文化を担う貴重な財産として残していく組織とその人材として描かれている。学問に関わる現物を残す唯一無二の教育・研究組織として、博物館は確固たるアイデンティティを主張しなくてはならないのである。

このような博物館法の理念を実現する専門的博物館として期待される要件は多岐に渡り、現実にはすべての博物館で実現可能なものではないが、たとえば自然史系博物館では、以下のような要件は特に重要なものであり、可能な限り実現に努力することが必要と考えられる。

- 1) 主体的な標本収集能力を有すること：その博物館が貢献すべき学術的な目標に従って収集計画を策定し実施すること。
- 2) 資料の安全な保存施設と高度な保存技術を備え、実物資料を必要に応じて修復し、長期にわたって保存することができること：経済的価値は薄くとも多くの資料標本は地球上に唯一無二の貴重なものであり、それを後世に伝えていく責任は重大である。保存の実績が認められれば、外部から良質の資料の寄託を受けて資料の充実をはかることもできる。
- 3) 高度な同定・鑑定能力を備え、標本資料に関する適切な情報の構築と公開ができること：資料は多方面からの学術的利用に応じた的確に提供できることが必要であり、そのためには正確な同定・鑑定に基づいた信頼できるデータベースを備え、標本資料に関する情報を広く提供していることが求められ

- る。
- 4) 施設、標本の取り扱い方法、利用方法に精通し、利用者への的確な指導ができること：より広範な利用を促進しつつ資料の保全をはかるために、利用者に当該の標本固有の利用方法について助言し、指導することが必要である。
 - 5) 標本からの情報抽出能力を備え、それに基づいた研究を高いレベルで先導できること：実物を保有することが博物館の最大の特長である。実物から新しい科学的事実を発見し、そこから築いた理論体系を発信することは、最も基本的かつ重要な研究能力の証明であり、また博物館としての責務でもある。
 - 6) 標本資料を元に社会教育をリードする姿勢を備え、創造的な知の情報を発信する能力をもつこと：国内外の社会教育の要請に応える中心的組織として、主体的・自律的に教育活動を実践するのが博物館の責務であり、普及企画や展示製作において、高い創造的能力を備えている必要がある。

このような要件を満たし、本来の博物館の姿を実現するために基本的な施設設備が必要なことは言うまでもないが、実際に実現するかどうかは学芸員の活動にかかっている。つまり博物館の高度化は学芸員の活動を高度化できるかどうかにかかっているといえよう。

3 現実の博物館の問題点と対策

ところが、博物館の数は著しく増加したものの、博物館法の理念と条文表現（添付資料 1）とは裏腹に、設立された博物館の多くは、法に規定される表面的、形式的な要件を満たすのみで、その精神を十分に生かしているとはいえない状況が続いている。標本資料の軽視という観点から見れば、情報技術の進歩によるデジタル画像情報等の導入により情報を素早く広範に提供できるようになったが、その一方で博物館の根幹をなす現物資料の収集や調査研究がおろそかにされることがしばしば起こっている。また、多くの博物館における社会教育が社会に対する「知の敷衍」という本来の目的からはずれ、遊興施設に類似するサービスの色彩を強く帯びていることは否定できない。学校週 5 日制を例にしても、新たに高まる博物館への社会的期待に対してこれからの博物館には十分な活性化が求められ、それが館の評価と存在意義を高めていくはずであるが、現状の博物館が速やかにその要請に応えられているとは思われない。そういった実状が博物館の存在意義に対する社会的認識を低い水準に留める悪循環を招いている。

こうした現状を打開し、博物館を高度化して本来の機能を発揮させる方策として、博物館活動の主体である学芸員の質の改善と増員、その能力を十分活用するための環境改善が最も有効と考えられる。その理由と具体策は以下の通りである。

3-1 学芸員の人材と雇用

学芸員は、博物館の教育・研究を専門的に遂行し得る唯一の人的資源である。それは博物館で唯一行政的・日常業務から離れた位置で専門性を発揮しなければならない職であるといつてよいだろう。博物館法は、博物館における資料の収集・教育・研究の専門性を発展させられる人材を学芸員職に就けることを、博物館機能に必須の要件としているにもかかわらず、実態は以下のように、質的・量的な人員雇用の発展、学芸員への財政的支援、学芸員の精神的自由の保障に、雇用体が積極的に取り組んでいるとは思われない。そのことが、博物館の専門性欠如の要因として浮かび上がる。

1370館における近年の調査で、学芸員数は3832名という数字がはじき出されている(表2)。自然史館における学芸員数の少なさは深刻な問題で、動物園の飼育・メンテナンス職などを含めても、1館あたりわずか3名にも満たないという粗末な雇用状況が浮き彫りにされている。そもそも学芸員数に関しては、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」において、1館に最低限必要な人数を定めることが長く行われてきた。だが、1998年に規制緩和と地方分権を名目にこの規定は削除され、事実上の学芸員削減が容認されている(添付資料2)。これは博物館に必要不可欠な学芸員の人員費を削減するという誤った政策であり、ますます経営体が学芸員雇用を重視する環境が失われてきている。学芸員の絶対的な少なさと、それを補うべき有効な制度を欠くことが、現在の博物館における専門性の欠如を招いているのである。

もちろん表2には、学芸員を人数的に多数雇用すべき研究能力の高い博物館と、それとは質の異なる社会的責任を負託された例えば規模の小さな館が並存し、それらは多様なニーズに対応しやすいような組織形態を、館ごとの特異性に応じて備えてきたといえる。しかし、表2に見られる学芸員数の少なさは、学芸員を雇用する意欲が根本的に欠けている実態を表している。

博物館法は明らかに学芸員を専門職として雇用し、先述の第2条のような職務の中心的役割を担わせることを理念に据えてきた(添付資料1)。ところが、実際には学芸員の大半は行政職として雇われているに過ぎない。また、博物館学芸員が学校教員の短期的な異動ポストとして利用されるケースは後を絶たない。専従する学芸員によって長期的教育・研究が起案・実行されてこそ博物館に求められる教育と研究の水準は保たれるものであり、たとえ学芸員資格をもっていたとしても学校教育に携わることが本務である教員の短期的な異動によってそれを補うことが有効であるとは思われない。また、学芸員に該当する職制がないとも言われるが、しかるべき専門家を雇用する俸給制度を柔軟に運用することで解決を図るべきである。学芸員の職制と俸給表の問題は、専門的能力の高い人材の雇用が必ずしも実現していないことと深く関わり、博物館の専門性欠如を引き起こす深刻な問題である。高度な人材に、その能力を活かし得る環境を与えるという観点から、専門職としての雇用体制の確立が求められる。

一方、現実に配置される学芸員の数についても大きな問題をはらんでいる(表2)。県立の大型館はともかくとしても、地方自治体や私立博物館の学芸員数として館あたり平均で0、1、2といった数字が見られるのは憂慮される事態であ

る。しかもその平均の数字は生物館・園が引き上げていることが明らかで、わが国のある程度以下の予算規模、面積規模の博物館が、俸給表の問題以前に十分な専門性を備えていないことは明らかである。

ここで明らかになる人的資源の枯渇した組織は、博物館機能を十分に果たすことができないと推測される。これはもちろん博物館の研究サイドの努力不足が招いた現実ではあるが、博物館に関連する法の理念を実行しない社会教育・博物館施策の怠惰に起因する部分は無視できないほど大きい。

3-2 学芸員の処遇 - 特に研究環境について -

専門的学芸員が教育と研究の場で実際の専門性を発揮するためには相応の予算支援が必要となる。しかし現状の博物館で、学芸員の執行できる教育・研究予算はきわめて貧困である。しかも、外部からの研究費の獲得が非常に難しく、文部科学省の科学研究費補助金はおそらく唯一に近い申請可能な研究費である。それにもかかわらず国内の多くの専門的研究教育者が依存する文部科学省の科学研究費補助金（科研費）に関して、奨励研究（B）のような非常に小規模の一部研究種目を除けば、いまだに多くの博物館学芸員が申請することが不可能な状態が続いている。これは従来の科研費運営の考え方の中に、博物館法に定められた博物館は多分に社会サービスが重視される組織であって、アカデミックな支援を受けるにはなじまないという誤解が生じている可能性が指摘される。また近年、神奈川県立生命の星・地球博物館と滋賀県立琵琶湖博物館が科研費申請指定機関に登録されたものの、全国の博物館の学芸員の大半は、国からの補助金を受けられない状態に置かれている。この財政的な貧困が、専門性の高い判断を下しながら少しでも博物館を高度化しようという学芸員自身の向上心を妨げていることが危惧される。この窮状を打開するためには、より多くの博物館から科研費への申請を可能とすることが必要であろう。

同時に、その申請を行い、場合によっては配分を受け執行する学芸員に対して、所属博物館が十分に科研費の理念を理解し、学芸員の専門的活動に対して物的精神的支援を惜しまない体制を作るよう求めたい。弱小の研究教育機関では、往々にして職員が個人の能力で獲得した公的補助金に対して、実際に執行する過程でかえってその有効利用を妨げるような職場環境が存在することが指摘されている。文部科学省へは、科研費に関する前述した博物館への処遇改善とともに、博物館における専門的予算執行への十分な習熟と理解を各機関へ促すべく、積極的な情報普及の努力を期待したい。

予算支援以外にも、先述の俸給表上の職種の問題が学芸員の劣悪な研究環境に直結している。行政職として雇用された学芸員には学術活動への参加が勤務体系上認められない事が多い、という実態がある。例えば、これらの学芸員は、学会大会や講演会などの様々な教育・研究に関連した集會に勤務時間内に参加することを認められていない。このように行政職向けに定められた職務専念規定を形式的に学芸員に適用することは、学芸員に本来期待される職務を阻害するものである。学芸員の創造的活動を保障するべく早急の改善措置がとられる

べきと考えられる。

3-3 高度化を目指した館長の在り方

館長は博物館活動方針や学芸員の業務を統括する最高責任者である。しかし館長職の人事に関しては事実上行政機構の裁量に任せられ、教育と研究の専門性を発展させることに力を入れる人材が登用されるとは限らない。そこで、博物館高度化を実現する必要条件として、館長職として学識の豊かな学問の専門家の就任が妥当なものと指摘される。教育と研究における高度な政策は、学術専門家の判断を経てこそ妥当に実行されると考えられるからである。またすでに触れてきたように、博物館の高度化には博物館による学術自治の運用が広まることが期待され、必要な組織環境作りとして学識者の館長就任が求められるといえよう。

もちろんこれまで行政官が館長に就任してきたケースは多く、本論で博物館における行政力を軽視する意図はない。しかし行政官の打ち出す施策は、教育・研究組織としてのリーダーシップを軽んじて利用者の大衆的評価におもねる場合が多く、館の社会サービスの側面に偏るきらいがある。しかも、行政官の人員ポストを確保するという意味合いが先行し、博物館内部での教育・研究専門家の昇格が希で、学識者が館長職に就くことが少ないこと、館長職が非常勤の場合があることなどの問題が指摘される。博物館法で強調されている現物資料に即した教育と研究という活動は、学術的リーダーシップによりはじめて発展されるものであり、それには当然学識者の館長就任が期待される。さらに、館長が専門性のある学芸員を務めた者であれば、各館の特性を熟知し博物館の高度化を推進する原動力になり得る。

4 解決策の提示 - 博物館への専門性付与 -

前節で見出された博物館の現状に横たわる問題点を解決するため、いくつかの具体策を提示することにする。以下の具体策はやはり自然史系・生物系博物館においてもっとも効果が大きいものであるが、他の館種やさまざまな経営形態をもつ博物館の将来像のなかで広く意義をもつ施策となりえるものである。

4-1 学芸員資格制度の整備 - シニアキュレーター制度の創設 -

学芸員は、資料に関する収集・教育・研究において、学術的・創造的な判断を求められている。博物館法施行規則に規定される通り、学芸員資格については所定の単位を大学において取得することで機械的に有資格となる道が開ける（添付資料1）。実際今日200を越す大学に学芸員コースが開講され、年間一万人に及ぶ資格取得者が生じている。こうして学芸員の最低水準が保たれてきたといえ、通常の学部のカリキュラムにわずかな履修単位数の上乗せがあれば資格が付与される現行制度は、高度化を支える学芸員の資質向上に十分とはいえ

ない。

そこで、博物館の人的資源として、グローバルスタンダードを満たす水準で現物資料に関する収集、教育、研究活動を遂行し、博物館の創造的リーダーシップを学術面から支える職として、シニアキュレーターを公的に設定し、資格として創設することを求めたい。

シニアキュレーターは、従来の学芸員のリーダー的存在となる職であり、当然その責務を全うする人材には、豊富な経験と高度な判断力が要求される。人材に求められる経歴は、従来の学芸員職を経験し、さらに少なくとも数年間に及ぶ博物館に関連する専門教育を受け、学術的資質に関して厳しい鍛錬・選抜を受けていなければならない。例えば資格取得の最低限の要件として博士号学位取得者であることが求められるべきだろう。

4-2 学芸員雇用体制

シニアキュレーターを含む学芸員の俸給表に関しては行政職の適用を速やかに撤廃するべきである。学芸員は専門性においてそのアイデンティティを確立され、その能力が博物館の専門性の指標となる。それによって実効ある社会教育が営まれ、同時にそれを支える研究活動が活性化する。しかし事実上行政官の雇用ポストとして学芸員職が用いられ、また学校教員の短期異動ポストに利用される実状は、博物館の資質を歪め、社会教育のあるべき責任に反する姿勢である。もちろんだのような人材を確保するかは経営体の工夫と努力によるものであるが、大前提として、学芸員に専門的活動が可能な職種を俸給表上においても確立することが当然の義務である。このことは学芸員に専門的能力の高い人材を雇用し、そこに自由な活動を保障しようとした博物館法のねらいでもあったといえよう。学芸員を行政職として軽視するかしかるべき専門的な職として重要視するかは勤務環境の表面的な違いではなく、博物館に対する経営体の理念と姿勢が成熟段階を迎えているかどうかを暗示する本質的相違であるといえる。

さらに、問題は俸給表の適用措置だけにとどまらず、加えて学芸員に対する人事理念の高度化が必須である。できるだけ学芸員に対して学術の自治的性格を付与、それを発展させるべく必要な努力を講じることがこれからの博物館の成否を分けるといってもよい。専門的教育・研究を推進できる能力を備えた学芸員を雇用し、その人材を活用することこそ、博物館高度化を実現する重要な方策となる。もちろん、非専門的な組織のまま社会サービスを事業とすることで存在意義を主張してきた博物館が、学芸員の力で専門性を全面に出していくには多大な努力が必要だ。だが専門性とそれに必要な自治的性格の重要性が経営体にも社会にも認識されれば、博物館高度化は軌道に乗ることができると期待される。

一方、学芸員という人間の側に立ったとき、「博物館組織が、創造的活力をもって学芸員として責務を果たすことに満足感を得られる職場になっているかどうか」という問題は重要である。俸給表という目に見える問題とともに、学芸

員が創造的仕事に対してより大きな満足感を得られるような、行政面からのサポートが望まれる。創造性豊かなエネルギーを学芸員が存分に発揮できるような支援体制の確立を、雇用主体に強く求めたい。

雇用体制の改善は既述した館長の在り方とも深く関わっている。学識者館長の例が増えることで、学術的視点に立つ博物館運営のメリットが改めて評価されよう。そのような環境の中で、学芸員がのびのびと学術的資質を活かし、教育と研究に向けてその能力が最大限に発揮されることが期待される。

4-3 博物館に対する科学研究費補助金の改革

大学、国公立研究機関を除くと、科研費の申請可能な機関の枠は非常に狭い。古くから指定されてきたわずか数か所を例外に、ほぼすべての博物館が科研費申請機関としての指定を受けてこなかった。だが新設館が増え、実際に学芸員が雇用されていくなかで、その専門性を支えるためにも指定機関枠の拡大、研究者番号の学芸員への配分は、小規模な姿勢の変化のみで対応できる現実的な施策のひとつであろう。実際近年県立レベルの博物館に指定枠が増え、科研費指定機関の客観的条件が緩和されていく状況にあることが推測される。これをさらに進めることで、学芸員の自主的な研究活動が推進され、結果的に博物館が高度化し活性化することが可能となろう。

また予算的格差が、博物館組織間で各館の特異的な事情や責務を考慮することなく拡大されることは、望ましいことではない。数的に増加を遂げた博物館は、それぞれが特化した社会的使命と責任を帯びているのであり、一部の館を重点化するような施策は、長期的に見た博物館の総体的高度化にとって有効ではなかろう。組織間の機械的格差を広げずに、各館が個性あふれた発展を図るという観点からも、研究者番号をできるだけ多くの博物館学芸員に配分することは急務といえよう。もちろん本節の議論はシニアキュレーター資格者にも当然当てはまってくる内容である。

4-4 博物館職員に対する専門性受容基盤再教育制度の確立

博物館の高度化に不可欠なのは、既存学芸員の意識である。行政官が異動してくるだけのポストであればもはや責任は学芸員たる個人には課せられないが、仮に専門家として学芸員が雇用されていても、高度化に対する明確な意識を持ち合わせているとは限らない。また、学芸員の能力を十分発揮するためには、行政官・経営者が専門性を理解してその活動に協力し、促進することが不可欠である。つまり、管理機能をもつ学芸員以外の職員の能力もまた、博物館の高度化の成否を決めることということである。

そこで、博物館の専門性獲得を目指して、教育・研究の主体となる学芸員と主に運営に携わる行政官が一体となって学ぶ制度の確立を提案することとする。そのために大学・大学院と指導的立場にある博物館に横断的なカリキュラムをもつ「博物館高度化機構」を設置し、法制により博物館職員が一定期間学ぶ環境を整備することを提案する。

本制度はアカデミズムのリーダーたる大学・大学院と社会教育を主務とする博物館が構成する相補的な再教育システムであり、社会教育を基礎付ける学術について学芸員と行政官が揃って学ぶ場を創生するものである。

これを実行するために博物館の上部にある自治体には、必要な人事的・予算的支援を講じることが最優先課題となろう。それは自治体・経営体が自身の博物館を発展させるために、何より優先度の高いものであることを理解するよう強く求めたい。また学界サイドでいうと、例えば大学博物館といういくつかの総合大学の一部局がすでに学芸員再教育を行っているが、より幅広い学術界、すなわち専門性の高い教育と研究を実行している大学・大学院教育の総体により、この機構は活動するべきものである。

5 おわりに

わが国の博物館の現状は、教育と研究の専門性の欠如、高度化政策の遅れによって、社会的要請に応えられない状況にある。博物館に社会のニーズに応えるだけの基盤を備えさせる施策は、教育と研究への専門性の付与、すなわち博物館の高度化において他にはない。

第18期日本学術会議第4部動物科学研究連絡委員会と植物科学研究連絡委員会は上記の認識に基づき、博物館の高度化を目的とする具体的施策として、1)学芸員制度の整備、2)博物館に対する科学研究費補助金の改革、3)博物館職員の再教育制度の確立を提案する。

学芸員制度の改革においては、シニアキュレーター制度の創設を軸にした学芸員資格の高度化とともに、雇用数の絶対的増加と、雇用体制の改善を提起した。これらの諸改善案は、博物館活動の学術的主体である学芸員が博物館の教育と研究の専門性を高めるうえで、必須の方策であると考えられる。

博物館に対する科学研究費補助金の改革においては、文部科学省科学研究費の博物館学芸員への幅広い申請資格付与を求めるものである。これにより博物館高度化のための財政基盤が形成され、各博物館の特異性を熟知した専門家による、高度化に最も有効な研究活動が自主的に推進されることとなる。

博物館職員に対する再教育制度の確立については、教育・研究の主体となる博物館の学芸員のみならず、主に博物館運営に携わる行政サイドをも統合する形で、大学・大学院と指導的立場の博物館に、横断的なカリキュラムをもつ再教育制度を確立することを提案するものである。

本論は博物館高度化への期待を真摯に受け止め、学界と関係行政が協調して博物館改革を進めることを切に望みながらまとめられたものである。博物館が社会の意志を迅速かつ柔軟に受け止め、博物館に対する社会的期待に応える能力を備えるために、上記の施策を強く提言するものである。

表1 近年の博物館の館種別新設数

	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度
人文館	184	233	164	159	191	179
美術館	65	77	85	84	105	108
自然史館	29	22	32	20	25	32
理工館	17	29	22	22	14	24
生物館・園	6	10	7	8	12	11
合計	309	371	310	293	347	354

1992年度はこのほかに8館を含む。

参考文献 糸魚川淳二(1999) 新しい自然史博物館。(東京大学出版会, 東京)

表2 学芸員の配置状況(1993年)

	館数	職員総数	一館あたり職員数	学芸員総数	一館あたり学芸員数	学芸員比率*
1.設置者別						
国立	30	257	8.6	98	3.3	38
県立	203	4106	20.2	1594	7.9	39
市・区立	439	3628	8.3	1058	2.4	29
町村立	322	1225	3.8	150	0.5	12
私立	376	4932	13.1	932	2.5	19
2.館種別						
総合館	95	1143	12.0	503	5.3	44
郷土館	215	970	4.5	156	0.7	16
美術館	252	2680	10.6	751	3.0	28
歴史館	554	4023	7.3	1122	2.0	28
自然史館	58	489	8.4	180	3.1	37
理工館	79	1240	15.7	238	3.0	19
生物館・園	117	3603	30.8	838	7.2	23
合計	1370	14148	10.3	3832	2.8	27

*学芸員比率 = 学芸員数/職員数X100

参考文献 糸魚川淳二(1999) 新しい自然史博物館。(東京大学出版会, 東京)

図1 博物館数の推移

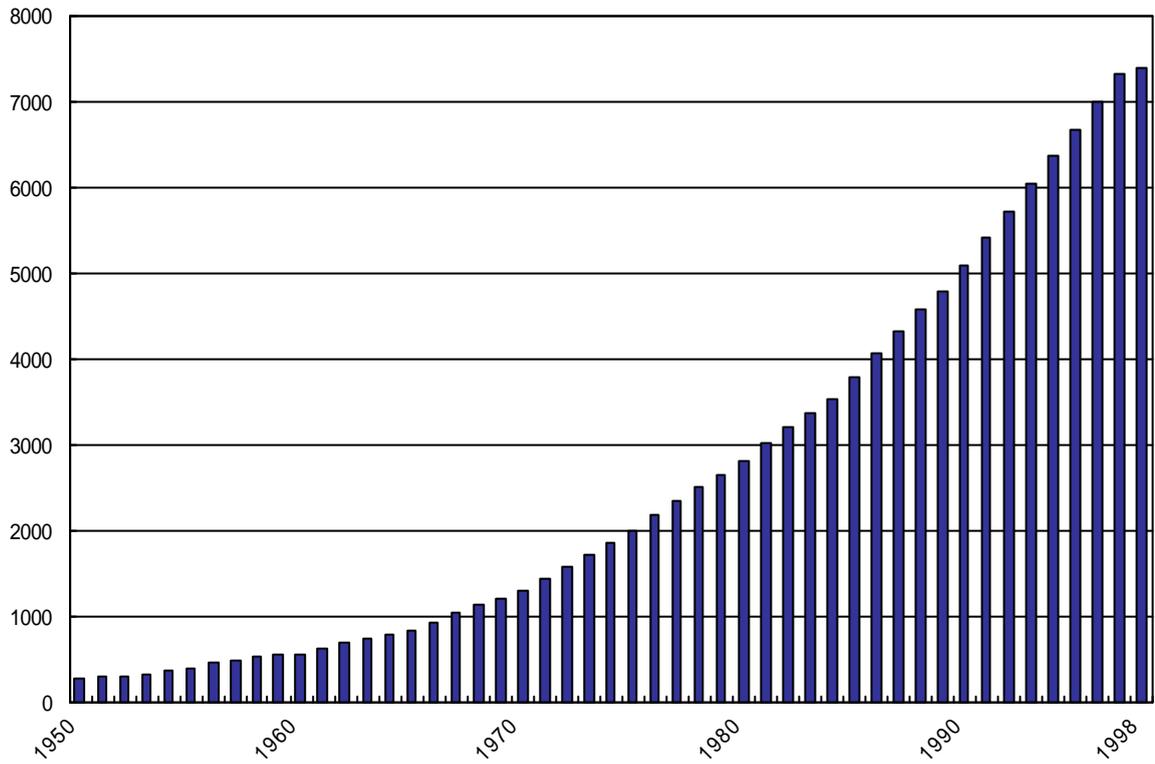


図1 博物館数の推移 横軸は年度、縦軸は館の総数

添付資料 1 博物館法抜粋 特に第 1 章総則を中心に抜粋した。

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基き、博物館の設定及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 29 条において同じ。）を除く。）が設置するもので第 2 章の規定による登録を受けたものをいう。

《改正》平 11 法 220

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第 34 条の法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

(博物館の事業)

第 3 条 博物館は、前条第 1 項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

1. 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
2. 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
3. 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
4. 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
5. 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
6. 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
7. 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
8. 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

9. 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

10. 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第4条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第5条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

1. 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

2. 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

3. 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者

《改正》平11法160

2 前項第2号の学芸員補の職には、博物館の事業に類する事業を行う施設における職で、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

《改正》平11法160

(学芸員補の資格)

第6条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

《改正》平13法105

添付資料 2 公立博物館の設置及び運営に関する基準抜粋、特に十二条とその 1998 年時の改正内容について抜粋した。

(職員)

第十二条 都道府県及び指定都市の設置する博物館には、十七人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館には、六人以上の学芸員補を置くものとする。

2 博物館には、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

文部省告示第百六十一号

博物館法(昭和二十六年法律二百八十五号)・第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営に関する基準(昭和四十八年文部省告示第百六十四号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十年十二月七日

文部大臣 有馬朗人

第十二条第一項中「都道府県及び指定都市の設置する」を削り、同項中「十七人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く。)町村の設置する博物館には、六人以上の学芸員又は学芸員補を置く」を「学芸員を置き、博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するように努める」に改める。